

R3年度 第2回 情報調査委員会についての報告

日時：令和3年7月14日（水）13:00～17:00

開催場所：JBN会議室及びZoomオンラインにて

7月14日JBNの情報調査委員会が開催されましたので下記の通り報告いたします。

脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方(素案)

2050年にカーボンニュートラル、2030年に2013年度比でCO₂ 46%削減を掲げ、住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方について議論が進められています。これについて素案が出されています。今後省エネ基準への適合義務、断熱等級5、6の新設、太陽光発電システムの推進、住宅・建築物の木造化、木質化などについて話し合われています。

※資料2をご覧ください。

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律 令和3年5月10日交付

■法改正の目的

今既に激甚化している水災害に対応するため、国・都道府県・市町村が早急に実施すべき対策の全体像を明らかにするため

■概要

流域治水の実効性を高め、強力に推進するため、「流域治水関連法」では、4本の柱により、9法律を一体的に改正した。

1. 流域治水の計画・体制の強化
2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策
3. 被害対象を減少させるための対策
4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

※資料「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」をご覧ください。

その他、林野庁から「輸入木材の供給不安による国内への影響」「森林・林業基本計画」に関する資料が提出されましたので、併せてご覧ください。